金沢大学 **女性部ニュース**

金沢大学教職員組合
2009.10.26　第６号
TEL/FAX　076-262-6009　角間「内線2105
E-mail:[kanazawa@ku-union.org]

国連・女性差別撤廃委員会（CEDAW）にてミラクルを！
－日本の女性労働者に対する差別の是正運動に取組んで－

ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク（WWN： Working Women’s Network）の越堂静子さんは、42年間お勤めになられた総合商社を退職した後も引き続き国内外において日本の女性労働者に対する差別の是正に向けた運動で精力的に活躍されている、素敵な女性です。

アメリカ、カナダ、イギリス等での男女平等に関する研修を企画・参加するだけでなく、実際に国際機関のILOや女性差別撤廃委員会（CEDAW）に行きロビー活動を展開したり、国内のメディアを活用するなどして、女性労働者の地位向上や男女間賃金格差の撤廃に取り組んでこられました。今年7月には、NYで行われたCEDAW日本政府レポート審議会に参加。国連前で日本の男女平等の立ち遅れをアピールしました。さらに、新政権発足にあわせ「女性差別撤廃条約選択議定書批准に向けた要望書」を福島瑞穂大臣等に直接提出しました。まさに先頭に立って女性労働運動を前進させていらっしゃいます。また、越堂さんはユーモアに溢れており、越堂さんがいる所は笑いが絶えません（本当です！）。

昼の短い時間ですが、越堂さんの最近のご活躍を伺いながら、元気と勇気をもらいませんか？　皆様お誘い合わせの上、ぜひご参加下さい。

日　時：１１月6日（金）昼休み 12:00-12:45
講　師：越堂　静子さん
（ﾜｰｷﾝｸﾞ・ｳｨﾒﾝｽﾞ・ﾈｯﾄﾜｰｸ国際商業部長）
場　所：角間組合事務所　お弁当準備します。
組合員は無料、未組合員の方は500円
申込期限：１１月４日（水）内線2105、直通262-6009
職場のみなさん！！どうぞ誘い合って、ぜひ、来て下さい

１１月１３日（金）女性部大会を開催します。２００９年度女性部役員募集中
どなたでも参加できます！　ご一緒に学習・交流＆職場改善しませんか！

育児休業中の給与減った世代に、年金保障する制度ある？

育児休業が明けて再び働き、復職時に短時間勤務に変更した時、給与が下がってしまった場合の将来の年金受取額が不安の方に朗報です。それは「厚生年金保険・養育期間標準報酬月額特例制度」です。この制度では「３才未満の子どもを養育する者」を対象に子育てをしている期間の給与（標準報酬月額）が下がっても、将来受け取る年金が減りません。

この特例措置を受けるためには、勤務先を経由して社会保険庁長官に申し出を行う必要があります。現在まだ申し出を行っていない場合、２年間は遡って認められます。

例えば、子どもが生まれる前の給与が30万円だった人が、20万円に下がった時に厚生年金の保険料は20万円分に下がります。しかし、年金額の算出時には、養育期間の給与を30万円とみなして、将来の年金を保障する仕組みです。また、夫の育児参加にて、残業代が減った男性にも利用できます。給与が下がった理由も問われないので、転職したりして給与が下がったケースでもかまいません。父母同時に使え、さらに子ども２人目、３人目でも、それぞれ３才未満まで利用可能です。